平成２８年（フ）第１４６９号
東京都世田谷区祖師谷３丁目４－７－303
債務者　菅井ゼナイダカンラスこと　スガイゼナイダ　カンラス
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７５号
東京都中野区弥生町２丁目８－５－301
債務者　深野　浩士
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７８号
東京都墨田区八広５丁目18－８－101　コーポM20
債務者　山口　知子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４８８号
東京都練馬区向山１丁目８－15－215
債務者　兒嶋　浩之
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１号
東京都小平市小川西町１丁目28番502号
債務者　神山　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９８号
東京都東久留米市南町１丁目７番２－306号
債務者　大久保容子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目22番21号
債務者　清水誠一朗
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５４５号
栃木県小山市城山町２丁目２番３号　協栄マンション小山605号
破産者　市村　好宏
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
栃木県鹿沼市樅山町378番地２
破産者　特定非営利活動法人デイホーム・ゆら
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７９号
愛知県豊川市南大通３丁目17番地
破産者　福田建築有限会社
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５７１１号
（最後の住所）大阪府枚方市香里ケ丘４丁目12番地の10
破産者　被相続人亡東勝広こと　東勝廣相続財産
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４２号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の10　ガーデンハイツ桃山台弐番館107号
破産者　石田　康徳
1　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
2　一般調査期日　平成28年４月21日午前10時
平成28年３月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
埼玉県入間市小谷田１丁目12番19号
破産者　株式会社イーエス
1　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
2　一般調査期日　平成28年４月27日午後３時
平成28年３月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６４号
大阪府柏原市大正２丁目６番21号、前住所大阪府藤井寺市川北３丁目２番８号
破産者　井上　　宝
1　破産債権の届出期間　平成28年４月５日まで
2　一般調査期日　平成28年６月９日午後１時30分
平成28年３月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の427
破産者　日野　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
2　一般調査期日　平成28年５月17日午後２時30分
平成28年３月８日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７０２号
大阪府吹田市青山台２丁目１番15号
破産者　株式会社ハルヒサ
1　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
2　一般調査期日　平成28年６月27日午後２時30分
平成28年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４９号
大阪府寝屋川市河北西町５－１　ヴェルデエスパシオ201号、住民票上の住所大阪府寝屋川市打上新町12番１号
破産者　河村　　望
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午後２時
平成28年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０５号
大阪市生野区勝山北５丁目７番22号
破産者　アリタスこと伊藤湧相こと　ＹＯＯＮ　ＹＯＮＧ　ＳＡＮＧ　尹　　湧相
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月16日午後２時30分
平成28年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部